

# 新湯治・ウェルネス

## 産業創出支援事業補助金



新湯治・ウェルネスの産業化を図るため、温泉効能の科学的根拠を活用した産業の創出に取り組む中小企業者に補助金を交付します。

※新湯治・ウェルネスとは…

医療・美容・健康をテーマに、温泉効能の科学的根拠を示し、自然、食、文化などの様々な地域資源と組み合わせることにより、心身の健康増進及び長期滞在型観光の確立を目指す取組をいう。

申請受付期間

令和7年6月2日(月)～

7月31日(木)

※提出書類に不備があった場合、受付できません。余裕を持った提出に努めてください。

説明会

6月6日(金) 13:30～ 市役所1階レセプションホール  
7月2日(水) 13:30～ 市役所5階大会議室

補助金額

上限300万円

※補助対象経費の3分の2以内

※人件費・商品開発費・広告費・設備費・など

新湯治・ウェルネスに関するお問い合わせ

別府市新湯治・ウェルネス推進室

☎ 0977-21-1222

✉ wt-ma@city.beppu.lg.jp

補助金・申請に関するお問い合わせ

別府市産業政策課

☎ 0977-21-1132

✉ cin-te@city.beppu.lg.jp

## 補助対象事業

補助対象となる事業は、次のすべてに該当するものとします。

- ・ 温泉効能の科学的根拠を活用した事業
- ・ 新湯治・ウェルネスの産業化につながる事業
- ・ 事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業

## 補助対象者

補助事業の対象者は、次のすべてに該当するものとします。

- ・ 別府市内に本店又は主たる事業所（個人にあっては住所）を有していること。
- ・ 許認可等を必要とする事業にあっては、当該事業について必要な許認可等を受けていること。
- ・ 市税の滞納がないこと。

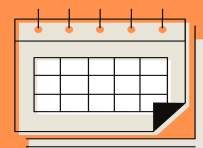
※補助金の交付対象とならない場合

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による許可又は届出を要する事業を行う者
- ・ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ その他市長が適当でないと認める者

## 補助対象期間

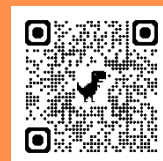
申請日から令和8年1月31日（土）まで

- ・ 補助対象期間中に支払完了した経費が補助対象となります。
- ・ 補助対象事業及び支払書類等を確認後に補助金交付となります。



## 申請方法・その他

- ・ 申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請受付期間内に別府市役所産業政策課（市役所4F）に提出してください。
- ・ 申請書は市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 申請書類提出後、外部審査員等による審査会を実施します。
- ・ 同一者での応募は1件とします
- ・ 詳細については、市ホームページ及び「別府市新湯治・ウェルネス事業創出支援事業補助金募集要項」をご覧ください。



別府市 HP